

事業検証シート

基本目標No.	1	施策No.	1	基本事業No.	1	計画No.	1
事業名	新規就農者支援				区分	継続	
目的	新規就農者の経営の安定化及び経営基盤の強化を促進し、就農意欲を喚起する。						
手段	新規就農者が青年等就農計画で設定した目標を達成するために、農業用機械等の導入に要する経費の一部補助や、就農状況及び作付け状況などの要件を満たす場合に新規就農者育成総合対策事業経営開始資金の交付等により新規就農者の確保と定着を図る						
事業開始年度	平成24年度		事業終了年度	年度			
成果指標				現状値の推移			目標値
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
①新規就農者農業機械等導入支援事業の実施経営体数 ②新規就農者育成総合対策事業経営開始資金の新規交付件数 ③新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業補助金の新規補助件数				①2件 ②3件 ③1件			①2件 ②3件 ③3件
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
事業費 (単位:千円)	16,510		27,958		—		
備考	新規就農者育成総合対策事業経営開始資金及び農業次世代人材投資事業(国)、新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業(国)						
事業実績	実施内容						
	①農業用機械導入件数 2件 ②新規就農者育成総合対策事業経営開始資金(旧農業次世代人材投資資金)の新規交付件数 3件 ③新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業補助金の新規補助件数 1件						
	事業実績(成果指標以外)		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	新規就農についての相談者に対して事業説明		11件				
事業評価	達成状況	おおむね達成					
	①新規就農者農業機械等導入支援事業については、対象者へ電話やチラシの送付により周知を行った結果、実施経営体数は2件となり目標達成となった。 ②新規就農者育成総合対策事業経営開始資金(旧農業次世代投資資金:県事業)の新規交付件数は3件となり、目標達成となった。 ③新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業(県事業)は2件の申請を進達したものの、1件が不採択となり目標達成とはならなかった。						
今後の方向性	現状のまま継続						
理由	新規就農時には多額の資金を要すること、就農直後は収入が不安定であることから、経営が安定するまでの期間は経済的支援が必要であるため。						
重点化内容 または 改善内容							

令和7年9月18日（木）
令和7年度第2回外部評価委員会



新規就農者支援

農林商工部 農林畜産課

目次

1. 事業概要
2. 取組結果
3. 今後の取組
4. 事前質問への回答

1. 事業概要

(1) 目的

本事業は、十和田市における農業の担い手を確保・育成することを目的としています。

具体的には、市内で新たに農業を始める方々に対し、初期投資や経営開始時の経済的負担を軽減するための支援を行うことで、新規就農の促進と農業経営の安定化を図り、地域農業の持続的な発展に貢献することを目指します。

1. 事業概要

(2) 事業内容

①新規就農者農業機械等導入支援事業

新規就農者が、農業機械や施設の導入に要する経費の一部を補助する事業。

初期投資の負担を軽減し、円滑な営農開始を支援します。

○機械等導入費用の1/2以内(上限80万円)を補助

1. 事業概要

(2) 事業内容

②新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)

農業経営を開始するにあたっての生活費や経営費用を補助。
またベテラン農家による指導体制を設け、新規就農者を支援する制度。

就農初期の経営が不安定な時期を乗り越えるための経済的基盤や、
技術的なサポートを提供します。

○年間最大150万円(夫婦は225万円)を最大3年間補助。

1. 事業概要

(2) 事業内容

③新規就農者育成総合対策事業(経営発展支援)

すでに農業経営を開始している新規就農者が、経営をさらに発展させるための投資(規模拡大、新技術導入など)に対し、費用の一部を補助する事業。

経営体としての持続的な成長を後押しします。

○事業費500万円を上限に、3/4に相当する額又は375万円のいずれか低い額(経営開始資金を利用した場合)

1. 事業概要

(3) 主な交付要件（抜粋）

○市内に住所を有し、新規に農業を開始する者、または開始後一定期間経過している者

○農業経営開始時点で年齢が原則49歳以下であること

○経営開始後5年間で、適切な経営計画を立てていること

その他、各事業で国や市が定める要件を満たしていること

1. 事業概要

(4) その他、SNS等による十和田市の農業のPR

○「農らいふ十和田」事業として、SNS、ポスター、リーフレットでPR

- ・YouTubeは昨年度、約6,300回再生
- ・Instagramは33記事投稿



2. 取組結果

(1) 新規就農者数の推移

年度	新規就農者数
令和4年度	1人
令和5年度	1人
令和6年度	3人

2. 取組結果

(2) 事業実施経営体数と補助金額の推移

年度	機械等導入支援	経営開始資金	経営発展支援
令和4年度	1件 223,000円	新規1件 1,500,000円	-
令和5年度	1件 685,000円	新規1件、継続1件 3,000,000円	1件 3,750,000円
令和6年度	2件 1,600,000円	新規3件、継続2件 7,500,000円	1件 1,731,000円

2. 取組結果

(3) 事業実施により導入した農業用機械等

年度	機械等導入支援	経営発展支援
令和4年度	管理機	－
令和5年度	パイプハウス	パイプハウス
令和6年度	ねぎ収穫機・ねぎ調整機 にんにく植付機	にんにく植付機

3. 今後の取組

新規就農者への支援をさらに手厚くします

新規就農者農業機械等導入支援事業の拡充(令和7年度から)

- ①補助上限 80万円 → 100万円 へ増額
- ②農業用機械等の購入のほか、農地賃借料も補助できるよう拡充
(賃借料の1/2を最大3年間補助)

認定新規就農者支援事業の新設(令和7年度から)

- ①経営開始資金を新たに受給開始する者に対し、市がさらに増額補助を行うことで、より経営を安定化させるとともに、十和田市での新規就農誘致を促進させる。

1名につき年最大50万円(夫婦は75万円)。最大3年間支給。

4. 事前質問への回答

Q. 農業の担い手不足が深刻化する中での事業は、評価できると思います。新規就農者がこの事業を受け始めてからの支援体制はどのようなになっていますか。

- A. ①新規就農者は『就農状況報告書』を年2回提出する必要があります。
その内容から、実態や課題の把握を行い、アドバイスを行います。
- ②指導農家が新規就農者と連絡を密に取り、営農指導を行います。
(現地で直接指導、電話で相談など)
- ③サポートチームが年に一度圃場確認を行い、営農や経営に関する指導を行います。

※構成メンバー：JA、県、市、農業委員会、日本政策金融公庫

4. 事前質問への回答

Q. 新規就農者が途中でリタイヤしたときの支援体制はどのようになっていますか。また、新規就農者の離職率と理由がわかれば教えてください。

A. リタイヤした時の支援体制は、特に決まっておりません。

離職率は、令和4年の制度開始以降、0%です。

4. 事前質問への回答

Q. 機械導入等に係る支援も大事かと思うが、営農指導等、農業を生業とするためのソフト面での支援についてどのように考えているのか。

A. 就農初期の経営が不安定な時期を乗り越えるために、経営開始資金で経済的な支援を行います。

経営開始資金・経営発展支援の対象者には、サポートチームによる営農指導を行います。

4. 事前質問への回答

Q. 令和7年度は27,958千円を計画していますが、その内容を教えてください。

A.

事業名	予算額(千円)
新規就農者機械等導入支援事業	3,000
経営開始資金	10,500
経営発展支援	7,500
指導農家謝礼	84
次世代人材力投資資金（旧 経営開始資金）	5,124
認定新規就農者支援事業（令和7年度新規）	1,750
合計	27,958

4. 事前質問への回答

Q. 事業実績で農業機械導入件数2件とありますが、どのような機械を導入されていますか？

A. ねぎ収穫機・調整機と、にんにく植付機です。



ねぎ収穫機



ねぎ調整機



にんにく植付機

4. 事前質問への回答

Q. 交付された方は、どのような経営に取り組み、その経営状況を把握されていますか？

A. 対象者5名は野菜中心の営農を行っています。
経営状況については、就農状況報告書により把握し、
令和7年は全員が目標金額である所得200万円をクリアする見込みです。

4. 事前質問への回答

Q. この事業の課題について伺いたいです。

A. ①採択の要件が厳しい

→新規参入者と同等のリスクが求められるため、新規作物の栽培が条件となる

②交付期間終了後の縛りがある

→終了後も5年間就農状況報告が求められる

ご清聴ありがとうございました

農林商工部 農林畜産課